

令和7年11月28日

保護者の皆様

江東区立第三亀戸中学校

校長 小林 一志

令和8年度以降の夏季休業期間延長のお知らせについて

日ごろより、本校の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、江東区教育委員会より近年の厳しい猛暑を受け、こどもたちの健康と安全を最優先に考え、熱中症のリスクを低減するため、学校の夏季休業期間の見直しを行うとの通知がありました。つきましては、下記の通り夏季休業期間を延長することになりましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 夏季休業期間の変更内容について

夏季休業終了日を8月31日に変更する。(7日間延長)

【変更内容】

令和7年度までの夏季休業期間：7月21日～8月24日

令和8年度以降の夏季休業期間：7月21日～8月31日

2 その他

- ・現状として学習指導要領に基づく授業時数を十分に実施することができており、夏季休業期間を延長した場合、これまでと同様に授業時数を確保することができます。
- ・夏季休業期間延長の詳細は、「【別紙】夏季休業期間延長に関するQ&A」をご確認ください。ご不明な点などお問い合わせは、江東区教育委員会事務局指導室(03-3647-9179)までお願いいたします。

【担当】

江東区立第三亀戸中学校)

副校長 野口 武史

電話 (3684)4320

夏季休業期間延長に関する Q&A

Q 1 : なぜ夏季休業期間（夏休み）を延長するのですか？

A 1 : 昨今の猛暑日の増加により、子どもたちの健康と安全を確保するためです。特に熱中症のリスクが高まっているため、安全に過ごせるように8月31日まで夏季休業期間を延長することにしました。また、子どもが主体的に取り組む活動が一層充実することにもつなげていきたいと考えています。

Q 2 : 夏季休業期間が延長した場合、授業日数に影響はありますか？

A 2 : 年間授業日数は、夏季休業期間を延長した日数分、少なくなります。授業日数の減少を補うため、年間の学習計画を見直し、必要に応じて他の期間での授業時数を確保します。適正な授業時数を確保し、年間を通して計画的に学習していきます。

Q 3 : 夏季休業期間が延長されたことにより、土曜授業等の実施がこれまでよりも増えることはありますか？

A 3 : ありません。これまで同様、学校公開や行事等で土曜日等に授業を実施することはありますが、授業日数が減ったことにより、「振替休業日なし」の土曜授業等新たに増やすことはありません。

Q 4 : きっずクラブ（小学生）を利用していますが、延長した期間も利用できますか。

A 4 : これまでの夏季休業期間と同様に、きっずクラブを利用いただけるよう準備をしております。

Q 5 : 夏季休業期間の宿題や課題はどうなりますか？

A 5 : 夏季休業日の趣旨を踏まえ、子どもたちは、心身のリフレッシュをし、この期間にしかできない体験など子どもたちが主体的に生活することが大切です。これまでと同様に、宿題や課題については、夏季休業日の趣旨を踏まえ、子どもや学校の実態に応じて計画していきます。

Q 6 : 夏季休業期間延長により、年間の給食回数はどうなりますか？

A 6 : 夏季休業期間延長により、授業日数が減少するため、年間の給食回数も少なくなりますが、授業がある日は、実態に即して、可能な限り給食を提供できるように工夫してまいります。

Q 7 : 夏季休業日中に、子どもが登校（園）する日が設定されることはありますか？

A 7 : これまでの夏季休業期間と同様に、特別に登校（園）日を設定することはありません。

Q 8 : 延長された夏季休業期間中に特別な行事やイベントはありますか？

A 8 : 現時点では、特別な行事やイベントの予定はありませんが、夏休みの予定については、夏季休業前に学校から連絡いたします。

Q 9 : 延長された夏季休業期間中に困ったことがあればどこに相談すればよいですか？

A 9 : 延長された夏季休業期間中については、学校へご連絡ください。夏季休業前には、相談先一覧を配付しますので、ご活用ください。緊急の場合には、これまでと同様に警察へご連絡ください。